

香芝市監査委員告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年5月26日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：健康部 保険料収納課>

- 1 監査実施年月日 令和4年12月26日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年2月24日
- 3 措置状況通知 令和5年5月19日香保収第28号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
<p>国民健康保険料等の収納について、その納付方法の1つとして口座振替による方法があり、その口座振替手続きを簡略化するため、ペイジー口座振替受付サービスが導入されていた。</p> <p>ペイジー口座振替受付サービスは、市民に対する納付の利便性向上が期待されるものであり、今後も当サービスを周知し、保険料の収納率向上に努められたい。</p> <p>なお、当サービスの実施にあたり、口座振替受付サービス契約が締結されていたが、契約書上、どのようなサービスの提供を受けるものであるのかが具体的に明記されていなかった。ついては、提供されるサービス内容を具体的に記載した仕様書等を作成するなど、契約内容に齟齬が生じないよう配慮されたい。</p>	措置済	<p>ペイジー口座振替受付サービスの受付件数については順調に増加しております。今後も国民健康保険等の加入及びコールセンターによる納付勧奨時、広報、ホームページ等により継続的に周知を行い、収納率向上に努めます。</p> <p>また、口座振替受付サービス業務契約については、仕様書を作成し、仕様書に基づき業務が行われることを明記した変更契約を令和5年4月1日付けで締結しました。</p>